

学校法人神戸薬科大学短時間勤務有期雇用職員の就業等に関する規程

(目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学短時間勤務有期雇用職員の就業等に関する規程（以下「本規程」という）は、学校法人神戸薬科大学に雇用される短時間勤務有期雇用職員（労働契約法（平成19年12月5日法律第128号）第18条に定めるところにより、期間の定めのない雇用となった者を含む）の就業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び適用範囲)

第2条 本規程における短時間勤務有期雇用職員とは、期間を定めた労働条件により1週間の所定の勤務時間が、35時間を超えない範囲内で雇用する者をいう。本規程を適用し短時間勤務有期雇用職員として雇用する者の名称及び対象業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事務補佐員 事務に関する職務を補佐する業務

(2) 実習・研究補佐員 学部実習に関する職務及び研究室における研究を含む業務支援

2 前項に掲げる者の就業に関する事項については、次条以下の定め及び別に定めるところによるほか、神戸薬科大学就業規則を第4条、第12条、第17条、第22条及び第38条の定めを除いて準用する。

(契約期間及び契約の更新)

第3条 短時間勤務有期雇用職員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に掲げるところによる。この場合の契約の更新は、当該短時間勤務有期雇用職員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

(1) 契約期間は、最長1年間とする。この場合の更新については、採用した日から起算して5年を限度とする

(2) 必要に応じて、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新についても、前号の定めを準用する

(3) 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合又は雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする

(年次有給休暇)

第4条 短時間勤務有期雇用職員の年次有給休暇は労働基準法（昭和22年法律第49号）に準ずる。

(給与)

第5条 短時間勤務有期雇用職員の給与は、次の各号に掲げるとおりとし、通勤手当を併せて支給する。ただし、他の手当については支給しない。

- (1) 事務補佐員 事務に関する職務を補佐する業務(別表第1)
- (2) 実習・研究補佐員 学部実習に関する支援及び研究室における研究を含む業務(別表第2)

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

本規程は、2015年12月18日から施行する。

2019年4月1日改正

2020年4月1日改正

2023年10月1日改正

別表 1

| |
|---------|
| 時給 |
| 1,100 円 |

別表 2

| | |
|------------|--------------|
| 大学卒業 時給 | 修士課程修了 時給 |
| 1,300 円 | 1,500 円 |